三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター及び幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）。

（教育課程研究センターに置く部）

第三十一条　教育課程研究センターに、次の二部を置く。

基礎研究部

研究開発部

（基礎研究部の所掌事務）

第三十二条　基礎研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び幼児教育研究センター並びに研究開発部及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター及び幼児教育研究センター並びに研究開発部の所掌に属するものを除く。）。

［条を削る。］

第三十三条　［略］

（研究開発部の所掌事務）

第三十四条　研究開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

第三十五条　［略］

（研究開発課の所掌事務）

第三十六条　研究開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　初等中等教育の教育課程の実施に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（教育データサイエンスセンター及び学力調査課の所掌に属するものを除く。）。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター並びに学力調査課、教育課程調査官及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学力調査課の所掌事務）

第三十七条　学力調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　学力の全国的調査研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと（幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）。

（教育課程研究センターに置く部等）

第二十六条　教育課程研究センターに、次の二部及び総合研究官一人を置く。

基礎研究部

研究開発部

（基礎研究部の所掌事務）

第二十七条　基礎研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児教育研究センター並びに研究開発部及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと（幼児教育研究センター及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条　削除

第二十九条　［同上］

（研究開発部の所掌事務）

第三十条　研究開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと。

第三十一条　［同上］

（研究開発課の所掌事務）

第三十二条　研究開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　初等中等教育の教育課程の実施に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（学力調査課の所掌に属するものを除く。）。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと（学力調査課、教育課程調査官、学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学力調査課の所掌事務）

第三十三条　学力調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　学力の全国的調査研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する援助及び助言を行うこと（学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。